

社会福祉法人橘会 役員報酬

橘会定款 第8条

評議員の報酬については、無報酬とする。ただし、費用弁償分については報酬等に含まれない。

評議員報酬	無報酬とする
-------	--------

橘会定款 第21条

理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。また、費用弁償分については報酬等に含まれない。

理事又は監事の報酬	無報酬とする
-----------	--------

評議員 署名

清水 明



中野 厚志

